

インフルエンザ出席停止期間について

インフルエンザの出席停止期間は、学校保健安全法により、「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」と定められています。医療機関受診時に、医師に発症日の相談、確認をしてください。毎日体温測定を行い、熱が下がった日を確認してください。下表に従い登校可能となります。登校可能時に体調良好な場合は、医師の許可は不要です。

インフルエンザ出席停止期間早見表

		発症日	発症後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止

- ①出席停止期間が終わり、登校する際は下記の書類を持参し教務係で特別欠席の手続きをしてください。
- ②「インフルエンザ罹患申告書」（医療機関で記入してもら必要はありません。ご家庭で記入してください。）
- ②「調剤明細書」等のコピー（受診日や治療薬の内容がわかるもの）